

別表第1から別表第4（第5条関係）

別表第1（第5条第3項から第6項関係）

保育の必要性事由		定義	優先度ランク
1 就労	居宅外	月160時間以上就労している	A
		月120時間以上160時間未満就労している	B
		月64時間以上120時間未満就労している	C
		月64時間未満就労している	D
	居宅内 (内職を除く。)	月160時間以上就労している	B
		月120時間以上160時間未満就労している	C
		月64時間以上120時間未満就労している	D
内職	居宅内で内職に従事している	E	
2 妊娠・出産	出産前8週（多胎妊娠の場合にあつては、14週）程度から出産後8週程度までの間にある又は妊娠中であつて心身の状況等により保育の必要性がある	C	
3 疾病・負傷	入院中又は自宅で臥床中（寝たきり）など自立的外出が困難である	A	
	精神性疾患又は他の傷病により日常生活に支障があり、特に保育の必要性がある	B	
	上記以外の傷病の状態にあり、保育の必要性がある	C	
4 障害	重度障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している	A
	中度障害	身体障害者手帳3・4級、療育手帳マルB・B又は精神障害者保健福祉手帳2・3級を所持している	B
5 介護・看護	病院等付添	親族の入院等により、常時看護をしている	A
		月160時間以上介護・看護をしている	B
		月120時間以上160時間未満介護・看護をしている	C
		月64時間以上120時間未満介護・看護をしている	D
	同居親族の介護	月64時間未満介護・看護をしている	E
		月160時間以上介護・看護をしている	C
		月120時間以上160時間未満介護・看護をしている	D
月64時間以上120時間未満介護・看護をしている	E		
月64時間未満介護・看護をしている	F		
6 災害復旧	自宅又は親族宅の復旧にあたっている	A	
7 求職活動	求職活動を継続的に行っている	G	
8 就学	居宅外	月160時間以上就学している	B
		月120時間以上160時間未満就学している	C
		月64時間以上120時間未満就学している	D
		月64時間未満就学している	E
	居宅内	月160時間以上就学している	C
		月120時間以上160時間未満就学している	D
		月64時間以上120時間未満就学している	E
月64時間未満就学している	F		
9 虐待・DV	虐待又はDVのおそれがあり、社会的擁護が必要な状態にある	A	
10 育児休業中の継続入所	育児休業中であつて、転園申込みをしている	F	
11 その他	刑務所等に拘禁等されている	A	

(備考1) 優先度ランクは、Sを第1位、Aを第2位、以下アルファベット順に高いものとする。以下同じ。

(備考2) 本表第1項、第5項及び第8項の時間数は、1月当たりの平均時間数とする。また、第1項及び第8項については、休憩時間を含んだ時間数とする。

(備考3) 本表第1項について、育児短時間勤務制度を利用している者の時間数は、同制度を利用しなかった場合における本来の時間数とする。

(備考4) 本表第1項について、内職を加えて居宅外又は居宅内に該当する場合は、居宅外又は居宅内の時間数のみにより優先度ランクを決定する。

(備考5) 本表第1項及び第8項について、居宅外及び居宅内の両区分に該当する場合であつて、両区分の時間数が同数のときは、居宅内の時間数を居宅外の時間数に加えて優先度ランクを決定し、また、両区分の時間数が異なるときは、時間数の少ない区分の時間数を時間数の多い区分の時間数に加えて優先度ランクを決定する。ただし、これにより、加える前の各区分の優先度ランクの高いものよりも優先度ランクが低くなる場合は、加える前のものにより優先度ランクを決定する。

(備考6) 本表第3項及び第4項について、当該項の定義欄に複数該当する場合は、優先度ランクの高いものを適用する。

(備考7) 本表第5項について、別居親族の介護及び同居親族の介護の両区分に該当する場合は、上記備考5の取扱いを準用する。この場合において、「居宅外」とあるのは「別居親族の介護」と、「居宅内」とあるのは「同居親族の介護」と読み替えるものとする。

別表第2（第5条第7項関係）

区分	優先度ランク
1 ひとり親家庭	A
2 小学校就学の始期に達するまでの中途に卒園となる保育所等（分園含む）を卒園する乳幼児が、引き続き他の保育所等に申込みをしている	A
3 小規模保育事業所若しくは事業内保育事業所を卒園する乳幼児が、引き続き当該施設の連携施設である保育所等に申込みをしている又は年齢進行に伴い保育所等の本園・分園間での転園が必要となった乳幼児が、引き続き申込みをしている	S
4 1号認定を受けて認定こども園に入所している乳幼児が、2号認定を受けて、引き続き当該認定こども園に申込みをしている又は認定こども園へ移行する幼稚園に入所している乳幼児が、引き続き当該認定こども園に申込みをしている	S
5 認可外保育施設が認可を受ける場合であって、当該施設に入所している乳幼児が、引き続き当該施設に申込みをしている	S
6 保護者のいずれかが、育児休業を終了予定で申込みをしているが、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できることを申し出ている	X

（備考1）本表第2項でいう保育所等とは、広島市内にある公立の保育所及び認定こども園並びに私立の保育所、認定こども園（認定こども園へ移行する幼稚園を含む。以下同じ。）、小規模保育事業所及び事業内保育事業所をいう。以下同じ。

（備考2）本表第2項でいう乳幼児とは、申込みに係る教育・保育給付認定乳幼児をいう。以下同じ。

（備考3）本表第2項から第5項までについては、当該乳幼児に係る審査のみ適用する。

（備考4）本表第3項から第5項までについては、当該頁に指定のある施設に係る審査のみ適用する。

別表第3（第5条第10項関係）

区分	調整指数	
1 保護者のいずれかが、産前産後休業又は育児休業を終了している又は終了予定である	3	
2 乳幼児の兄弟姉妹が、保育所等へ入所している又は入所決定している	4	
3 乳幼児及びその兄弟姉妹が、同じ月に入所を希望する申込みを同時に行っている	2	
4 保護者のいずれかが、保育所等で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として就労している又は就労予定である。ただし、幼稚園教諭については、認定こども園での就労に限る。	5	
5 別表第1で個人優先度ランクを決定した項の他に同表第1項から第6項及び第8項のいずれかに該当する	1	
6 別表第2第1項から第5項のいずれかが適用となった場合であって、かつ、別表第1第1項から第6項及び第8項のいずれかに該当する又は別表2で適用となった項の他に同表第1項から第5項に該当する（本項右欄の優先度ランクに応じて適用する）	A	30
	B	25
	C	20
	D	15
	E	10
	F	5
7 別表第1第9項に該当する	99	

（備考1）本表各項に複数の適用がある場合は、適用となった調整指数を合算する。

（備考2）本表第1項については、入所希望日を復職日以前としている場合に限り適用する。また、転園申込みをする場合は、本項は適用しない。

（備考3）本表第2項については、兄弟姉妹が小学校就学の始期に達するまでの中途に卒園となる保育所等（分園を含む）を卒園予定の場合であって、引き続き他の保育所等に申込みをしているときを含む。また、乳幼児及びその兄弟姉妹が既に同一の保育所等へ入所している場合であって、転園申込みをするときは、本項は適用しない。

（備考4）本表第2項を適用する場合は、第3項に該当する場合であっても同項は適用しない。

（備考5）本表第5項については、二人の保護者の個人優先度ランクが同一の場合であって、いずれか一方の保護者にしか該当する項がないとき、又は二人の保護者の個人優先度ランクが異なる場合であって、個人優先度ランクが低い保護者に該当する項がないときは適用しない。

（備考6）本表第6項について、別表第1各当該項に複数該当する場合は、個人優先度ランクを決定した上で、その低い項一つのみ適用する。また、別表第2第3項が適用となっている場合は、同表第2項についての適用はしない。

（備考7）本表第7項を適用する場合は、第1項から第6項までは適用しない。

（備考8）別表第2第6項を適用する場合は、本表は適用しない。

別表第4（第5条第11項関係）

1 別表第1第9項に該当し、保育の必要性が高い世帯
2 乳幼児の兄弟姉妹が、保育所等へ入所している又は入所決定している世帯
3 生活保護世帯
4 市区町村民税非課税世帯
5 保育料算定の基となる市区町村民税所得割額の低い世帯
6 生計中心者が失業し、就労の必要性がある世帯
7 乳幼児が、障害を有する世帯
8 世帯の状況等から総合判断して、保育の必要性が高い世帯

（備考）本表第2項については、兄弟姉妹が入所している又は入所決定している保育所等に係る審査のみ適用する。